



発行 新潟県

第 52 号

平成30年7月6日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

38 新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則（産業政策課）

告 示

- 754 知事指定薬物の指定の失効（医務薬事課）
- 755 クリーニング業法による研修及び講習の指定（生活衛生課）
- 756 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 757 保安林の指定解除予定（治山課）
- 758 土地改良事業計画の認可（農地計画課）
- 759 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 760 道路の区域変更（道路管理課）
- 761 道路の供用開始（道路管理課）
- 762 道路の区域変更（道路管理課）
- 763 道路の供用開始（道路管理課）
- 764 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立（河川管理課）

公 告

- 大規模小売店舗の新設（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の廃止（商業・地場産業振興課）
- 争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）

監査委員公表

監査の結果に基づく措置状況（監査委員事務局）

規 則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月6日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第38号

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則（昭和43年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後								改正前							
別表第1（第3条、第10条関係）								別表第1（第3条、第10条関係）							
番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額	番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額
1	(略)			0.5パーセント	(略)			1	(略)			0.45パーセント	(略)		
(略)								(略)							
2	(略)			0.5パーセント	(略)			2	(略)			0.45パーセント	(略)		
2 の 2	(略)			0.5パーセント	(略)			2 の 2	(略)			0.45パーセント	(略)		
3	(略)			0.5パーセント	(略)			3	(略)			0.45パーセント	(略)		
(略)								(略)							
5	(略)			0.5パーセント	(略)			5	(略)			0.45パーセント	(略)		
(略)								(略)							

7	(略)	0.5パーセント	(略)
8	(略)	0.5パーセント	(略)
9	(略)	0.5パーセント	(略)
10	(略)	0.5パーセント	(略)
(略)			
13	(略)	0.5パーセント	(略)
14	(略)	0.5パーセント	(略)

備考 (略)

別表第3 (第3条関係)

番号	要件
(略)	
15	別表第1備考第5号又は第9号に掲げる事業のうち中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。)第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第10項に規定する特定事業に係る中心市街地活性化法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は中心市街地活性化法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの

7	(略)	0.45パーセント	(略)
8	(略)	0.45パーセント	(略)
9	(略)	0.45パーセント	(略)
10	(略)	0.45パーセント	(略)
(略)			
13	(略)	0.45パーセント	(略)
14	(略)	0.45パーセント	(略)

備考 (略)

別表第3 (第3条関係)

番号	要件
(略)	
15	別表第1備考第5号又は第9号に掲げる事業のうち中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。)第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第11項に規定する特定事業に係る中心市街地活性化法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は中心市街地活性化法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの

(略)

(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の新潟県中小企業高度化資金等助成規則の規定に基づき現に貸し付けている貸付金については、なお従前の例による。

告 示

◎新潟県告示第754号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年7月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

(1) 2-メトキシ-N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]アセタミド（通称名：Methoxyacetyl fentanyl）及びその塩類

(2) 2-（{[2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)エチル]アミノ}メチル）フェノール（通称名：25I-NBOH、2C-I-NBOH）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

平成30年6月30日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第755号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定による研修及び同法第8条の3の規定による講習を次のとおり指定する。

平成30年7月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 研修及び講習の主催者

東京都港区新橋6丁目8番2号

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター（理事長 小池 広昭）

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体

(1) 名称

公益財団法人 新潟県生活衛生営業指導センター

(2) 所在地

新潟市中央区東大畑通1番町490-13

3 研修及び講習の種類及び日程、科目等

(1) 第1型研修及び講習

ア 開催年月日、開催地及び受講対象

	開催年月日	開催地	受講対象
研 修	平成30年9月6日（木）	新発田市	クリーニング所の業務に従事するクリーニング師
	平成30年9月26日（水）	上越市	
	平成30年10月18日（木）	三条市	
	平成30年11月11日（日）	新潟市	
	平成30年11月27日（火）	長岡市	
講 習	平成30年9月6日（木）	新発田市	クリーニング所の業務に従事する者
	平成30年9月26日（水）	上越市	
	平成30年10月18日（木）	三条市	
	平成30年11月10日（土）	新潟市	
	平成30年11月28日（水）	長岡市	

イ 研修及び講習科目

- ・ 衛生法規及び公衆衛生（1時間）

- ・ 洗濯物の受取、保管及び引渡し（1時間）
- ・ 洗濯物の処理（1時間）
- ・ 繊維及び繊維製品（1時間）
- ・ レポート

ただし、前回受講より3年以内に受講する者については、一部を省略することができること。

(2) 第2型研修及び講習

ア 受付期間、レポート提出締切年月日及び受講対象

		受付期間	レポート提出締切年月日	受講対象
研 修	第1回	平成30年8月10日（金） ～平成30年8月24日（金）	平成30年9月30日（日）	クリーニング所の業務に従事するクリーニング師であって、へき地、離島及び遠隔地に居住する者、その他県知事が適当と認める者
	第2回	平成30年11月15日（木） ～平成30年11月30日（金）	平成30年12月21日（金）	
講 習	第1回	平成30年8月10日（金） ～平成30年8月24日（金）	平成30年9月30日（日）	クリーニング所の業務に従事する者であって、へき地、離島及び遠隔地に居住する者、その他県知事が適当と認める者
	第2回	平成30年11月15日（木） ～平成30年11月30日（金）	平成30年12月21日（金）	

イ 研修及び講習科目

- ・ 衛生法規及び公衆衛生
- ・ 洗濯物の受取、保管及び引渡し
- ・ 洗濯物の処理
- ・ 繊維及び繊維製品

4 受講料

(1) 研修

1人 5,000円

(2) 講習

1人 4,500円

◎新潟県告示第756号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成30年7月6日

新潟県知事 花角 英世

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
横越字上郷周辺企業立地促進地域	新潟市江南区横越字上郷の一部	平成30年6月14日

◎新潟県告示第757号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年7月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県十日町市山谷121の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 解除の理由

土地改良事業用地とするため

◎新潟県告示第758号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

平成30年7月6日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
南魚沼市 南魚沼土地改良区	栃窪峠下	農業用排水施設整備（基盤整備促進「農業用排水施設」）事業	新規	平成30年6月25日	第48条

◎新潟県告示第759号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成30年7月6日

新潟県知事 花角 英世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
新発田市	新発田市の地籍図及び地籍簿 荒川、上中山、松岡の各一部

2 認証年月日

平成30年6月27日

◎新潟県告示第760号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年7月6日

新潟県知事 花角 英世

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 345号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
村上市鶴泊字ライ落569番18から	新	7.0～38.8メートル	220.4メートル
同市鶴泊字家ノ上151番1まで	旧	7.0～34.0メートル	225.5メートル

◎新潟県告示第761号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年7月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 345号
- 2 供用開始の区間
村上市鶴泊字ヲイ落569番18から同市鶴泊字家ノ上151番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年7月6日

◎新潟県告示第762号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年7月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鯨波宮川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市大字曾地字北田825番2から	新	7.4～20.2メートル	351.5メートル
同市大字飯塚字池ナガリ422番まで	旧	7.0～14.8メートル	351.5メートル

◎新潟県告示第763号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年7月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 鯨波宮川線
- 2 供用開始の区間
柏崎市大字曾地字北田825番2から同市大字飯塚字池ナガリ422番まで
- 3 供用開始の期日 平成30年7月6日

◎新潟県告示第764号

河川法（昭和39年法律167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成30年7月6日

新潟県三条地域振興局長

- 1 河川の名称
一級河川信濃川水系五十嵐川
- 2 河川管理施設の名称または種類
五十嵐川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
三条市由利1421番1地先から三条市月岡3824番2地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所
名称 道路管理者 三条市長 國定 勇人
住所 三条市旭町二丁目3番1
- 5 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
平成30年2月22日から道路の存続する日まで

公 告

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年7月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 （仮称）東京インテリア家具長岡店
所在地 長岡市千秋2丁目2782番地1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - ・氏名又は名称 株式会社東京インテリア家具
 - 法人代表者氏名 代表取締役 利根川 弘衛
 - 住所 山梨県甲府市国母七丁目13番21号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ・氏名又は名称 株式会社東京インテリア家具
 - 法人代表者氏名 代表取締役 利根川 弘衛
 - 住所 山梨県甲府市国母七丁目13番21号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年2月23日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計8,090平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計163台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計50台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計80平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計28立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・株式会社東京インテリア家具
 - 午前10時から午後8時

- (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
午前9時30分から午後8時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 3箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時
- 7 届出年月日
平成30年6月22日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
平成30年7月6日から平成30年11月6日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見を提出することができる。

平成30年7月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 コメリホームセンター六日町店
所在地 南魚沼市六日町字野際2456番地外
設置者 株式会社コメリ
- 2 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 5,700㎡
(変更後) 7,175㎡
- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の収容台数
(変更前) 143台
(変更後) 155台
- (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)
・株式会社コメリ
午前9時から午後8時
午前10時から午後8時
(変更後)
・株式会社コメリ
午前7時から午後9時
午前9時から午後9時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 駐車場1 午前8時30分から午後8時30分

- 駐車場2 午前9時30分から午後8時30分
(変更後) 駐車場1 午前6時30分から午後9時30分
駐車場2 午前8時30分から午後9時30分

3 変更年月日

(1)、(2)の変更：平成31年2月26日

(3)の変更：平成30年6月26日

4 届出年月日

平成30年6月25日

5 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

(なお、南魚沼市産業振興部商工観光課でも閲覧ができます。)

6 縦覧期間

平成30年7月6日から平成30年11月6日まで

7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の廃止について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出の概要を次のとおり公表する。

平成30年7月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者（廃止前のもの）

名 称 アテーナ六日町店

所在地 南魚沼市六日町字野際2460番地 外

設置者 株式会社コメリ

2 店舗面積の合計

(廃止前) 1,695平方メートル

(廃止後) 0平方メートル

3 廃止（第3条第1項に定める基準面積以下）となる年月日

平成30年6月25日

4 廃止しようとする理由

隣接する店舗と一の建物とするため

5 届出年月日

平成30年6月25日

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、日本赤十字労働組合長岡支部執行委員長山崎大輔から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成30年7月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 要求事項

人員要求、待遇改善、施設設備、その他の要求

2 期 間

平成30年7月7日午前0時以降本問題解決まで

3 場 所

日本赤十字労働組合長岡支部の組合員が従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独にもしくは併用して実施する。ただし、救急患者には対応する。

監査委員公表

監査の結果に基づく措置状況について

平成28年度会計に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定によりその内容を公表する。

平成30年7月6日

新潟県監査委員 栗山和廣
 新潟県監査委員 石井修
 新潟県監査委員 横尾幸秀
 新潟県監査委員 高橋猛

監査の種別	平成28年度会計 財政的援助団体等に係る監査	
部局名	監査の結果	措置の内容
防災局	<p>【公益財団法人柏崎原子力広報センター】</p> <p>1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）施行規則第64条で準用する第45条の規定により、監事は、事業報告及びその附属明細書に係る監査報告を作成する必要があるところ、平成28年度の監査報告に、法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見等が記載されていなかった。 また、監査報告が法定事項を満たしていないにもかかわらず、平成29年度第一回通常理事会において、当該事業報告等を承認し、評議員会へ報告していた。 今後は法人法を遵守し、適正な監事監査及び理事会審議を行われたい。</p> <p>2 法人法第197条で準用する第98条第2項の規定により、同法第91条第2項及び貴センター定款第22条第3項に定める代表理事及び業務執行理事による自己の職務の執行状況の理事会への報告は、実際に理事会を開催して行う必要があるところ、平成25年度から平成29年度にかけて、書面による通知をもって代えていたものがあつた。 今後は法人法を遵守し、適正な理事会審議を行われたい。</p>	<p>1 平成29年度の当該事業に関して、法人法施行規則第45条の規定を満たす監査報告書を平成30年4月18日に開催した監査会にて作成し、5月2日に開催した第一回通常理事会において承認しました。 また、理事会の開催日から中14日以上を空けた平成30年5月24日に定時評議員会を開催する予定としていることを法人から報告を受けて確認しております。 今後とも法人法を遵守した事務手続きを行うよう指導してまいります。</p> <p>2 平成29年度の当該事業に関して、法人法第91条第2項及び当該法人定款第22条第3項に定める代表理事及び業務執行理事による自己の職務の執行状況の報告（以下、職務執行状況報告という。）を議題とする理事会を平成30年5月2日に実際に開催したことを法人から報告を受けて確認しております。 また、4ヶ月を超える期間である平成31年2月に職務執行状況報告を議題とする第二回通常理事会を開催する予定としていることを法人から報告を受けて確認しております。 今後とも法人法を遵守した事務手続きを行うよう指導してまいります。</p>

交通政策局	<p>【新潟国際海運株式会社】</p> <p>日本海横断航路事業に使用する船舶調達のために、県から3億円の出資を受けているが、その出資目的を達成できないまま、船舶購入契約のデポジット等に係る子会社に対する貸付金91,885,687円、船舶購入準備費用等の子会社への立替金23,048,147円が回収不能になり、また、新潟市からの出資の延期に伴うつなぎ融資にかかる支払利息3,180,226円を支払った。なお、第10期(平成28年9月30日現在)の決算書には、為替差損54,628,285円が計上されている。さらに、その後も船舶売主企業が提起した売買代金等請求に係る訴訟の和解金116,453,700円を支払ったこともあわせ、監査日現在、県民の税金を原資とした県出資金3億円のほとんどが失われていると考えられる。これらの行為は、著しい損害を県に与えることになるものであることから、極めて遺憾であり、強く反省を求めるものである。</p> <p>なお、経済発展が進む中国東北部やロシア極東地域と新潟を結ぶ航路は、本県の拠点性の向上に大きく寄与するものと期待されている。現在、日本海横断航路は就航の目処がたっていない状況であるが、これまで会社が培ってきた日本海対岸諸国とのネットワーク等のノウハウは、県にとっても非常に重要なものであることから、今後、会社を解散・清算するにあたっては、これらを可能な限り県に引き継ぐとともに、会社清算に係る手続を円滑に進められたい。</p>	<p>新潟国際海運株式会社は、平成29年9月30日をもって解散いたしました。県といたしましても、同社に対して出資した3億円のほとんどが毀損したことについて深く反省しているところです。</p> <p>なお、同社の解散にあたりましては、同社が培ってきた国内外の物流業者、荷主、中国・ロシアの専門家との人的ネットワーク等のノウハウをできる限り県に引き継ぎました。また、同社の清算に係る手続については、清算人が円滑に手続を進め、平成30年5月に株主総会で清算が承認され、6月にはすべての清算手続が完了いたしました。</p>
-------	---	---